

# 令和5年度 広報部事業計画

## 1. 基本方針

「身近な暮らしの中の法律家」として市民のニーズに的確に応えるため、司法書士制度や業務内容、司法書士会の取り組みについて更なる認知度の向上を図ることは喫緊の課題である。昨年度は、市町村広報や新聞広告、チラシ等での紙媒体での広報の他、ホームページでの情報発信に加えて、SNSでの広報を始めはしたが、市民に浸透しているとはいいがたい状況である。もちろん、こういった広報は一朝一夕で効果が出るものではないので、引き続き行いつつ、より市民に伝わる広報の検討を進める。

また、令和6年4月にはいわゆる「相続登記の義務化」が始まることが決まっている。本件については本年からしっかりと広報活動を行う必要があるが、司法書士会単独での広報活動ではなく、水戸地方法務局や県内市町村、日本司法書士会連合会等との連携の取れた広報活動をすることで、相続登記の義務化への理解及び「相続登記は司法書士へ」のイメージ定着の推進を図るとともに、司法書士がこれまで果たしてきた、そして今後果たすべき役割を広く周知し、市民の生活に根ざした司法書士制度として未来に向けてさらなる発展を遂げ、市民にとっての「身近な暮らしの中の法律家」としての地位を確立できるよう注力する。

そして会員に対しては、引き続き月報やホームページにより執務向上に繋がる情報提供を行うことはもちろんのこと、会の活動についての認識を共有できるよう注力する。

## 2. 事業項目

### (1) 月報いばらきの発行（月報委員会）

会員に対する情報伝達手段の一つとして月報いばらきを毎月1回発行するため、当委員会は毎月1回、司法書士会館に委員全員が集まり、編集会議を実施する。

具体的な中身は以下の内容。

- ①会員に対する情報伝達手段として、毎月1回発行する。
- ②魅力的な情報を掲載するため、募集原稿の内容・編集方法を工夫する。
- ③原稿執筆者に対して基準に従って謝礼（1,000円～3,000円）のクオカードを交付する。
- ④執筆者の写真を掲載する。

(2) ホームページの運営（情報化対策委員会）

- ①新着情報の更新並びに会の活動や相談会情報などを発信していく。
- ②部や委員会と連携し、積極的な制度広報コンテンツを検討する。
- ③SNS等情報発信方法を検討する。
- ④ホームページのコンテンツ内容の見直しを検討する。
- ⑤茨城司法書士会公式キャラクターを検討する。

(3) 8月3日司法書士の日記念事業（司法書士の日記念事業実行委員会）

- ①高校生の一日司法書士の開催

(4) 10月法の日「司法書士無料法律相談会」の開催

令和5年秋の予定。

各支部及び関連団体と協力し連絡をとりながら進めて行く。

昨年度同様、県内各支部にご協力をいただく面談相談だけでなく、電話相談及びWEB相談を積極的に取り入れ、市民の方のご相談をより多く受け入れる体制を構築したい。

(5) 成年後見相談会の共催

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部などと共催

令和5年秋の予定。

(6) 年賀関連広報

年賀名刺広告などを検討。

(7) 令和6年2月 相続登記はお済みですか月間

県内各事務所での相続に関する無料相談の開催など。

(8) 支部が行う市町村における定例司法書士相談への支援

(9) その他広報に関する事業